

第 4 4 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年12月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2020年度「体罰」もしくは「体罰」と問題とされた件 ことについてわかるもの「請求者がこれまで請求して公開等された（閲覧交付されたもの）ものは、はぶかれてもよい」（以下「本件請求内容」という。）

- 2 同月10日、実施機関は、審査請求人に対し、請求書の記載内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正①」という。）。

(1) 実施機関は、本件請求内容について、審査請求人が過去に行った類似の行政文書公開請求の内容を踏まえ、実施機関が保有する行政文書の名称を提示するとともに、請求対象となる期間の確認をした。

(2) 同月15日、実施機関は、審査請求人から補正①に対し「いいえ」との回答を得た。

- 3 同月18日、実施機関は、審査請求人に対し、補正①の回答内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、再度補正を依頼した（以下「補正②」という。）。

なお、実施機関は補正によっても請求の対象となる行政文書の特定が難しい場合は、再度補正依頼することや、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠けるものとして、形式上の不備が認められるため却下することがある旨を申し添えた。

(1) 実施機関は、補正①の回答及び過去に行った類似の行政文書公開請求の内容を踏まえ、本件請求内容の趣旨を確認するとともに、再度、実施機関が保有する行政文書の名称を提示し請求内容を具体的に示すよう依頼した。

(2) 同月21日、審査請求人は補正②に対し、本件公開請求以前に公開決定されたものは除外してよいが、過去の請求と同様の趣旨ではなく本件公開請

求書に記載のとおりであると回答した。

- 4 同月24日、実施機関は、審査請求人に対し、補正②の回答内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正③」という。）。）。。

(1) 実施機関は、補正②の回答を踏まえ、本件請求内容について、「令和 2 年度に児童生徒、保護者又は教職員から校長に対して、体罰の疑いがあるとの申出があったが、校長が体罰ではないと判断し、教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に報告していない事例が分かる文書」と解釈してよいかとの確認をした。

(2) 同月28日、審査請求人は、補正③について「いいえ」とした上で、以下のように回答した。

2020年度

①学校からの報告のあったもの

②学校で、報告や聞きとり調査などされたが、事務局へ報告（書）が提出されていないもの

③児童・生徒・保護者等から報告問いあわせがあり、調査がなされ報告書が提出されたものの報告書が提出されなかったもの。

- 5 令和 3年 1月15日、実施機関は、審査請求人に対し、補正③の回答内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正④」という。）。）。。

(1) 実施機関は、補正③の回答を踏まえ、体罰の把握に係る事務を説明した上で、上記 4(2)①を「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」と特定してよいかとの確認をした。

同月18日、審査請求人は、「いいえ」とした上で、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」は含めるとの回答を得た。

(2) 実施機関は、補正③の回答を踏まえ、校長が体罰、体罰ではないかと判断した件（以下「体罰等」という）で事務局へ報告されない事案は存在し得ない旨を示し、上記 4(2)②及び③は不存在であることを説明した。

同月18日、審査請求人は、「請求後全学校を、調査されて、（報告された件ない）この回答がなされているなら、対応は非公開決定となります。」と回答した。

(3) 実施機関は、補正③の回答を踏まえ、「校長が体罰であると判断しなかった件」は体罰ではないと判断された事案のため、定型の行政文書が存在

せず該当する事案が不明瞭であり、仮に明確になったとしても全校分の調査範囲が広範であることを説明した上で、請求の対象となる期間・学校、事案等を具体的にしよう依頼した。同月18日、審査請求人は、以下のとおり回答した。

全校分を調査した上で、公開決定をお願いします。それがむずかしいなら、各校長があつまる機会、会等において、聞いてもらえるとよい。少なくとも指導主事に聞かれましたか。連絡、相談等はなかったのか確認されたかということです。

6 実施機関は、補正①から④を踏まえ、本件請求内容を以下のとおり確定した。

(1) 令和 2年度（2020年度）「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（以下、「令和 2年度体罰事件」という。）」について、事務局に報告された報告書（令和 2年 9月 1日以降のもの）（以下「本件対象文書①」という。）

(2) 令和 2年度体罰事件に関する(1)以外の行政文書（以下「本件対象文書②」という。）

(3) 校長が令和 2年度体罰事件に該当するものと判断したが、事務局に報告しなかった事件について、学校の記録以下「本件対象文書③」という。）

(4) 校長が令和 2年度体罰事件に該当するかどうか判断できず、事務局に報告しなかった事件について、学校の記録（以下「本件対象文書④」という。）

7 同月26日、本件公開請求に対して、本件対象文書①について、請求の対象となる行政文書が学校から提出されていないことを理由として非公開とし、本件対象文書②から④（以下「本件各対象文書」という）について、条例第6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められることを理由として請求を却下し、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

8 同年 2月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 本件処分においては、文書不存在により非公開決定及び文書の特定ができないことにより請求を却下している。

(1) 本件対象文書①について、学校から提出されていないため、当該行政文書は存在しない。

(2) 本件対象文書②から④について、条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため、請求を却下する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件対象文書①については、文書不存在により、非公開決定を行っている。これは、令和 2 年 9 月 1 日から本件公開請求の請求日時点まで、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」は作成されておらず、実施機関に報告されていないためである。

(2) 本件対象文書②については、文書の特定ができないことにより、請求を却下した。これは、審査請求人は本件対象文書①以外の行政文書（報告書）を求めているが、それがいかなる行政文書を指しているのか不明であったことから、補正の過程で、審査請求人に対し、請求内容の確認や具体化を求めたにもかかわらず、これに応じてもらえずに文書を特定することができなかったためである。

(3) 本件対象文書③については、文書の特定ができないことにより、請求を却下した。本件対象文書③は、「校長が体罰に該当するものと判断したが、事務局に報告しなかった事件」に関する学校の記録等の公開を求めるものであるが、校長が体罰に該当すると判断した場合、校長は事務局に報告することとされており、該当する事件は存在しえず、その上で審査請求人がいかなる文書を求めているのか判断できないためである。この請求に関して、審査請求人は、校長が体罰を認めながら事務局に報告しない事案があるのではないかと疑義を持ち、補正②の回答において、全学校へ調査するよう記載している。しかし、このような記載は、実施機関の事務に対する要望であって、そのような事案があると判断すべき特段の事情もない以上、行政文書公開請求制度における文書の特定に必要な事項の記載ではない。

(4) 本件対象文書④については、文書の特定ができないことにより、請求を却下した。これは、本件対象文書④は「校長が体罰に該当するか判断でき

ず、事務局に報告しなかった事件」に関する学校の記録等であるが、このような事案は、適正な指導を曲解した事案や単なる誤解、具体性が全くなく調査自体着手できない事案など様々な可能性があるところ、いずれも体罰と判断できないものであることからして、本件公開請求の内容からはどのような事案を指すのか具体的に特定することができないためである。

この請求に関して、実施機関は、審査請求人に対し、請求内容の確認や具体化のために数度にわたり補正依頼したにもかかわらず、審査請求人はこれに応じることなく、本件処分に至っている。

(5) 審査請求の理由について

ア 本件処分の内容は、上記(1)から(4)までのとおりである。これに対する本件審査請求の理由は、令和3年3月17日付け補正書によれば、「請求内容について、「体罰」事案等について、これまで公開されている文書以外にも、該当する事案があることを、はあくしている。学校名は、特定しがたい」である。

イ これは、文書不存在による非公開決定（本件対象文書①）に対する主張としては、行政文書の存在を何ら具体的に指摘するものではない。また、文書の特定ができないことによる請求の却下（本件各対象文書）に対する主張としては、本件却下は審査請求人と再三にわたって補正をした上で、請求内容が確定できなかったことによる却下であるから、該当する事案があるかどうかは的外れな主張である。いずれにせよ、審査請求人の主張はその具体性を欠き、その主張に対して必要な反論は特段ないし、できない。今後、仮に審査請求人から何らか主張が補充されれば、実施機関として必要があれば反論する。

ウ なお、本件審査請求に対する反論ではないが、審査請求人の主張に関し、適切とは考えがたい点があることについて以下申し述べる。審査請求人は、請求内容を具体化する情報について「はあくしている」と自ら述べていながら、実施機関の求める文書の特定に係る補正の要請においてその「はあくしている」情報を提供することもなく、実施機関の事務に関する要望を繰り返したのである。これは、条例によって公開請求者に付与された公開請求権本来の目的を逸脱するのではないかとの疑いが生じるおそれのある行為であると考ええる。

(6) 実施機関の対応に瑕疵はないこと

ア 実施機関は、審査請求人に対して、本件公開請求の請求内容の確認や具体化をするため、4度にわたって補正依頼を行った。補正依頼におい

ては、審査請求人の他の行政文書公開請求との比較、具体的な文書名や事案の場合分けを提示したり、具体的な請求内容の記載を求めたりするとともに、事務局職員が審査請求人と直接面談し、聞き取りや説明を行うなど、文書を特定するための合理的努力を行った。

イ しかしながら、審査請求人は請求内容の具体化に応じることなく、行政文書公開請求制度とは関係のない事務に対する要望（各学校への調査）を述べるのみであり、それ以上の請求内容の具体化をすることができなかったことから、やむをえず却下したものである。

ウ このように、実施機関は、文書の特定のため合理的な努力を行っており、その対応に瑕疵はない。なお、本件処分を通知する際にも、行政文書非公開決定通知書による通知だけでなく、詳細な内容や補正の経緯を文書で説明している。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件対象文書①から④の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書①に関しては、実施機関に報告がないということになり存在しないとする、公開しない理由は理解する。報告書は提出されていないが、「体罰～」について、具体的にあったのか、各学校に調査がなされていないければ不明である。
- (2) 本件公開請求について、全校調査をしたうえで、実施機関が判断されることを提言してきたが、補正によって請求者に非があるという理由で請求を却下するというのは不当・違法である。十分な聞き取りをせず却下ということは情報公開法、知る権利（憲法）をおかしているということである。
- (3) 補正に対して素直に回答してきた。突然却下ということは、行政のサービス精神からかけ離れている。実施機関が請求者の記載に対して形式上の不備が認められるということは、逆にいえば、記載を求めなかった、形式上の不備をたださなかった実施機関の側に非があったという見方もある。理由もなく請求者の非を記載している実施機関の理由は、請求者を傷つけるものであり到底納得できるものではない。

- (4) 実施機関が、全校調査を行い、本件請求に対応していればすむことである。自らの責任をはたすことが先決であった。仮に請求者に非があったとして、却下という判断をするならば請求者の理解できる処分理由を述べるべきである。理由なき処分は違法である。一方的に特定することができないということは本件においては成立していない。
- (5) 本件各対象文書については全校に対して調査を行えば明確になることであり、調査を行わず特定できないから却下は違法である。本件対象文書①についても、調査をしてもらい特定されることを求める（報告おくれなどあるかないかを含め特定されること）。
- (6) 「文書の特定ができないことにより請求を却下していた」とあるが、最終的に記載されている内容が、実施機関において、特定されたものとして、対応されれば、却下ということはある得ない。
- (7) 実施機関からの補正に応じてきた。なぜ突然却下されたのか、理解できない。請求人が、補正に対して全く応じなかったとの理由、原因があり、それらを具体的に指摘しても変化がなかったとするならわかるけれど、そのような受け取り方をされているような様子は感じられなかった。請求への補正に対して応じていたら、開示請求をした内容について、公開される時期が遅くなるということは理解している。特定できないとされた理由等を明らかにされないと請求人はなぜ突然却下されたのか、理解できない。
- (8) ゆえに、違法、不当であることは明らかであり、言い方を変えると、実施機関は、一方的に、特定できないという、理由で、処分をされた。根拠、理由なく、当然説明もなく、行政が処分を下すことである、特別権力の行使である。しかし、情報公開法において、請求者の知る権利に寄り添う対応が、実施機関の責任と義務である。一方的な、対応は許されないことは明らかである。特定できないから、却下、ということは、違法、不当であるという指摘は当然のことである。処分をする以上、理由、根拠がある場合に限るといえる。実施機関の、審査請求人の対応に問題があるような理由での却下は、違法である。少しは、審査請求人に対して、補正を求めた担当者の、対応、聴き方について、欠けていた部分がなかったのか、検証されるべきであったといえる。検証された上で、意を尽くされたということであっても、なお、実施機関の真意が、伝わらない場合もあるということ、思われなかったかということである。

- (9) 実施機関における、「体罰」報告書をみることから、さらに、報告書を公開請求して、「体罰」等の公開された文書をみることだけにしぼられることでなく、実態を広く知りたいということにある。教員の児童生徒に対する、不適切行為（教員による、生徒に対する「体罰」、暴力を含む）について知りたい。
- (10) 実施機関は、調査等をし詳細を知りえる立場にある。実施機関は、非公開等の処分をした以上、知りえた資料を明らかにして、具体的調査内容、結果についても明らかにしてもらいたい。
- (11) 体罰ではないかと指摘等された事案は、すべて文書にて報告をするという理解を実施機関、実施機関職員、学校全職員が理解してもらうことをあらためて、受け止めてもらいたいということである。それが、審査請求人が求める、「体罰」についての情報を知りたいということに対しての、対応の基本であるということである。
- (12) 公開請求に当たって、請求人の求めるものからいうと、「体罰報告書」、「体罰ではないかと問題となって調査した事例」という表現は、適切でないかもしれない。実施機関職員に、真意が伝わっていないから、「教員の児童・生徒に対する不適切行為」と広げているということ。実施機関にとって文書名の特定ということになると、特定できたら探すのは簡単であるかもしれないからである。もし、文書がない場合、その文書名に該当するものはないということで済むからである。実施機関の建前でいえば、今回の事案において、それらの用語にあった文書はないといわれて済まされそうである。
- (13) 「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件」の報告 記入上の留意点について「体罰ではないかと…事実関係を調べたものすべてを含む…関係児童生徒等からも聴取すること」ということからすると。実施機関の云われる、体罰と問題になったものはすべて実施機関に上がってきているということになるが、実態は違うということ、実施機関は、認めようとされない理由も、わからないでもない。報告等がなされていない、実態をもし正式に認めたら、体罰に関する報告が、体罰と問題になった件が、隠されていることを認めることになるからである。
- (14) A学校の事案は体罰ではないかと問題になっても校長が報告しない事例であり、事務局担当課に文書がないから調査をしないで非公開ということ、で済む問題ではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書①を不存在として行った本件処分の妥当性及び本件各対象文書に対して条例第 6 条各項に規定する形式的要件を満たしていないとして行った本件処分の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 本件公開請求の対象となる行政文書の特定について

ア 審査請求人が本件公開請求において公開を求める行政文書は、令和 2 年度の学校における体罰及び体罰と問題とされたことがわかる行政文書であることが窺われる。

イ 本件公開請求について、学校等の教育機関を所管する実施機関の文書管理上、調査範囲が広範となり合理的な努力では行政文書の特定ができないことから、審査請求人に対し、請求趣旨を確認し、実施機関が作成・取得する行政文書名やその様式を示し請求内容を具体的に示すよう 4 回の補正を求め、その回答を踏まえ、請求内容を本件対象文書①から④と確定したものである。

(2) 本件対象文書①について

ア 実施機関は、体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底のため、保護者等による随時の連絡のほかに、保護者・児童生徒を対象に体罰に関する調査を実施し、体罰ではないかと疑われる事案を把握している。

イ 本件対象文書①は、学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握した場合、その事実関係を調査し当該事案が体罰であると判断したときに作成し、事務局へ報告するための文書であり、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する定まった様式である。

実施機関によると、学校長が体罰であると判断した事案は、必ず事務局へ報告することとなっており、本件対象文書①は事務局で集約されているとのことであった。

ウ しかしがって、本件公開請求の請求期間に学校から事務局への報告がなかったことをもって不存在とした実施機関の決定は不合理であるとまではいえない。

エ なお、審査請求人は上記第 4 の 2(13) のとおり本件対象文書①に係る「記入上の留意点」（以下「留意点」という。）の記載内容から、体罰と問題になったものはすべて実施機関に報告されることになっているが、実態は違い報告等がなされていない件が隠されている旨主張しているので、その点について検討する。

(ア) 実施機関によれば、学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握したときは、事実関係を調査し逐次かつ速やかに電話等による事務局への報告をしているが、その時点で作成を要する行政文書はないとのことであった。また、事実関係を調べたものすべてについては、訴えや報告があってから学校長は事実関係を調査するが、学校からの電話等による報告を受けて事務局が体罰案件になりうると判断した場合に、すべて調査を行い本件対象文書①が作成されるとのことであった。

(イ) この点、審査請求人が令和 6 年 8 月 30 日に当審査会へ資料提出した留意点によれば、「『体罰ではないかとして問題にされた事件』とは、学校が体罰に当たると認識をもったもののみではなく、体罰ではないかと保護者や児童生徒から訴えや報告があり、事実関係を調べたものすべてを含む。」と明記されている。この資料からは、本件対象文書①にとどまらず、体罰になりうると判断した場合に作成された文書が他に存在するのではないかと審査請求人の推測は合理的であるといえる。

(ウ) しかし、上記(イ)の推測ができるとしても、それをもって直ちに学校等における留意点に従った本件対象文書①の存在を認めることまではできず、また、審査請求人が求めた期間内には学校等から事務局への報告がなかったことから実施機関が審査請求人の求めた文書につき不存在であると決定としたことを、不合理であったとまでは言えない。

(3) 本件各対象文書について

ア 条例第 6 条第 1 項について

(ア) 同項は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたものであり、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

(イ) 同項における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

イ 条例第 6 条第 2 項について

(ア) 同項では、公開請求書に形式上の不備があると認められる場合に、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとしている。また、この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとしている。

(イ) 同項における公開請求書に形式上の不備があると認められる場合とは、記載されていない事項がある場合や、行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、行政文書が特定できない場合等をいい、相当の期間とは、補正を行うのに社会通念上必要と認められる期間をいう。また、補正の参考となる情報とは、行政文書検索目録その他公開請求者が行政文書を特定するために必要な情報をいう。

(ウ) 実施機関によって行政文書の管理及び運営の状況が異なることは通常想定されうるため、合理的な努力で公開請求の対象となる行政文書を特定できるかどうかは請求内容や実施機関における行政文書の管理など具体的な状況に応じて、個別に判断されるべきである。

ウ 本件各対象文書は、本件対象文書①以外の体罰に関する行政文書及び体罰又は体罰かどうか判断されなかった事案に関して事務局に報告されず学校等が保有する行政文書であると解される。

エ 上記第 2 のとおり補正①から④を通じて、実施機関は体罰等の把握に関する事務の説明をし、体罰に関して作成・取得する行政文書を提示したほか、学校が保有する行政文書まで探索することは、調査範囲が広範で文書特定までに相当の期間を要するため、請求対象とする学校や事案などを具体的にする必要のあることを説明し適正に補正を依頼したこと

が認められる。

オ 一方、審査請求人は補正手続に対して都度形式的に回答しているものの、学校等が保有する行政文書の探索を一貫して求め続けているにすぎず、審査請求人の主張は条例第 6 条第 2 項による補正の趣旨に沿っておらず、審査会は、これを認めることはできない。

カ 以上のことから、実施機関により審査請求人に対し、補正手続が求められ、最終的に本件各対象文書として請求内容を確定した。しかし、本件各対象文書は、事務局が保有する体罰等に関する行政文書に該当するとは認められず、実施機関の「学校が保有する行政文書の探索や確認をするまでの義務は有していない」旨の主張は、これを不合理であるとまではいえない。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の主な経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 6 月 14 日	諮問書の受理
令和 4 年 3 月 18 日	弁明書の受理
4 月 25 日	反論意見書の受理
令和 6 年 4 月 19 日 (第 71 回第 1 小委員会)	調査審議
6 月 21 日 (第 73 回第 1 小委員会)	調査審議
7 月 19 日 (第 74 回第 1 小委員会)	調査審議
8 月 9 日 (第 75 回第 1 小委員会)	調査審議
9 月 10 日	行政不服審査法第 31 条に基づく口頭意見陳述の記録書の受理
9 月 20 日 (第 76 回第 1 小委員会)	調査審議
9 月 30 日	答申

第 7 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年 7月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 6年 8月30日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、同一事件に関する事案又は類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

- 2 同月25日、審査請求人から当審査会に対し、口頭で提出期限の延長を求める旨の連絡があった。
- 3 同月26日、審査請求人に対し、上記 1の調査内容は複雑ではないことから、特段の理由があると判断できなければ、延長することなく決定することを予告し、同年 8月 7日までに具体的な理由を書面で提出することを求めた。
- 4 同月29日、審査請求人から当審査会に対し、理由の項目を記載した書面の提出があった。
- 5 同年 8月 9日、審査会は、審査請求人の延長の申し出について審査したところ、特段の理由は認められず、仮に審査請求人から意見書又は資料の提出がない場合でも、本件審査請求に対する審査会の結論をまとめることができるものと判断した。その上で、同日、審査請求人に対し、上記 2の延長の申し出には応じられない旨を通知した。
- 6 同月13日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 7 同月15日、審査請求人に対し、上記 6の書面のうち、本件調査に係る訂正箇所について回答するとともに、その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。
- 8 同月19日及び20日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 7の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。

- 9 同月23日、審査請求人に対し、上記 8の書面のうち、本件調査の意見書等の提出にあたり必要と判断した部分について回答するとともに、再度その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。
- 10 同月27日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 9の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。
- 11 同月30日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書及び資料の提出があった。
- 12 同年 9月20日、審査会は、上記11の意見書及び資料を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。
- よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書及び資料の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川上明彦、委員 清水綾子、委員 渡部美由紀